

農業

親元就農を支援します
有田川町農業経営継承者支援事業

農業経営を継承するため就農した直後の新たな就農者に対し、有田川町農業経営継承者支援事業助成金を交付します。

●対象者／次の①から⑥の要件を全て満たす者

①就農者の申請日における年齢が18歳以上30歳未満であり、1年以内に農業経営を継承するため就農した者。

②町内に住所を有し、かつ、町内において効率的かつ安定的な農業経営を今後10年以上継続して行い、また地域農業の中心的な役割を担うことについて強い意欲を有している者。

③青年等就農計画を町が認定した者であること。もしくは、認定農業者の子または孫(※1)(※2)であり、かつ青年等就農計画と同等の書類を作成し町に提出した者。

なお、一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外。

※1当該認定農業者が法人である場合は、構成員のうち農業に

従事する者の子または孫を含む。

※2子等に代わってその配偶者が農業に従事するときは、当該配偶者を子等とみなす。

④年間150日以上かつ、年間1200時間以上の農業従事を行う者。

⑤国・県などが実施する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金などを受けない者。

⑥町税の滞納のない世帯
助成額／1人当たり年間50万円を上限とします。交付期間は2年を限度とします。

●申請受付期間／8月3日(月)～9月30日(水)

●受け付け方法／産業課窓口まで申請書を提出
※後日、審査があります。
※その他詳細、申請書様式は町ホームページでご確認ください。

申問 産業課(金屋庁舎)

農業研修生などを年間雇用で受け入れ育成する農業者募集

町の農業後継者育成支援と受け入れ体制強化を行うことで、雇用就農者の確保・定着を目的として、町の農業振興、後継者と労働者不足・耕作放棄地などの課題解決、雇用と研

修機会の創出を推進する協議会を設立します。

●協議会で行っていただくこと

①有田川町の農業後継者育成および新規就農者支援

②農業研修生の受け入れまたは年間雇用

③農業経営・栽培方法に関する研修会の開催

④町が依頼する就農フェアや就農相談会などへの参加協力

※ここでのいう農業者とは、有田川町在住で有田川町で営農する個人または有田川町内に所在地がある農業法人をいいます。

●加入を希望される方は／申請書に必要事項を記入の上、産業課窓口まで提出してください。

●申請書設置場所／産業課窓口・町ホームページ

申問 産業課(金屋庁舎)

下水道

農業集落排水・簡易排水の使用人数が変更になったら

農業集落排水施設使用料金と簡易排水処理施設使用料金について、次の理由などで使用人数が増減があった場合は届け出てください。

●農業集落排水事業実施地区／①田

殿地域②徳田地区③吉見地区④熊井・奥地区⑤吉原地区

●簡易排水処理事業実施地区／栗林地区

●増減理由の例

- ・出生や死亡などによるもの
- ・婚姻によるもの
- ・就学や就労に伴う転居によるもの

問 下水道課

令和2年度 和歌山県下水道排水設備
工事責任技術者資格認定共通試験

●試験日／11月15日(日)

●試験会場／和歌山商工会議所(和歌山市西汀丁36)

※11月3日(火・祝)、同会場で希望者に受験講習を実施

●申込書配布期間／8月11日(火)～9月4日(金)

●申し込み方法／8月11日(火)～9月4日(金)(必着)の期間中、和歌山県下水道協会に郵送(特定記録郵便)で提出

●申込書配布場所／下水道課、県庁下水道課、県下水道公社、各振興局

●主催／和歌山県下水道協会

問 下水道課・和歌山県下水道協会